

妙高高原体育館 指定管理者募集要項

令和6年

新潟県妙高市

目 次

<指定管理者募集の目的>	1
<募集内容に関する事項>	
1 対象施設	1
2 施設の管理運営方針	1
3 施設の管理運営の基準	1
4 指定管理者が行う業務	2
5 指定期間	2
6 モニタリング	3
7 管理運営状況に関する監査	3
8 指定管理者と市の責任分担	4
9 管理運営業務の継続が困難となった場合の措置等	4
<指定管理者の募集及び選定に関する事項>	
1 申請者の資格・条件	4
2 指定管理業務委託料等	5
3 管理業務における損害賠償について	5
4 申請の手続き	5
5 申込書類の提出等	6
6 指定管理者の候補者の選定	8
7 指定管理者の指定	9
8 全体スケジュール	10
<問い合わせ先>	10

妙高高原体育館 指定管理者募集要項

＜指定管理者募集の目的＞

妙高市体育施設「妙高高原体育館」の指定管理者を募集します。

「指定管理者制度」は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の縮減等を図ることを目的としています。

＜募集内容に関する事項＞

1 対象施設

- (1) 名称 妙高高原体育館
- (2) 所在地 妙高市大字関川958番地
- (3) 施設概要 別紙「妙高高原体育館の概要」のとおり
- (4) 設置目的 妙高高原体育館は、市民等の健康増進、スポーツ振興とスポーツ等合宿の活動拠点施設であり、有事における妙高高原地域の拠点避難所となる施設として設置したものです。

2 施設の管理運営方針

本施設は、1階に温泉を活用したトレーニングプールとジャグジープール、エントランスホールにトレーニングコーナーを設け、2階にはアリーナを備えたスポーツや運動の活動拠点であることに加え、妙高高原地域における拠点避難所となる施設です。

本施設の適切な管理に努めるとともに、体育館でのさまざまなスポーツ活動や、妙高型健康保養地プログラムをはじめとする温泉トレーニングプールでの水中運動のほか、健康や体力の維持増進、スポーツ振興に結び付く各種事業やプログラムを提供・実施することとし、施設と地域の特性、指定管理者のノウハウを活かし、効果的かつ積極的な運営を行ってください。

また、施設の有効活用とスポーツ等合宿来訪者の誘致に向け、市内の他の公共施設の指定管理者や関係団体等と連携した施設の効果的な運営を行ってください。

3 施設の管理運営の基準

- (1) 公平な管理運営
公の施設であることを常に念頭に置き、施設を使用する者に対して公平、公正な取扱いをすること。
- (2) 施設等の適切な維持管理
施設及び設備等は、その機能や特性を十分に把握したうえで使用し、破損等を防止するとともに、定期的に清掃を行い、快適に使用できる状態を保つこと。
- (3) 使用者の安全確保
使用者の安全確保を第一に運営すること。
- (4) 質の高いサービスの提供
使用者には明るい笑顔で接し、親切・丁寧な対応を心掛けること。また、使用者などの

ニーズを的確に把握し、管理運営に反映させること。

(5) 経費の節減

効率的な管理運営を行い、資源（電気、ガス、水、燃料）等、管理にかかる経費の縮減に努めること。

(6) 法令等の遵守

妙高市体育施設条例や同施行規則のほか、施設の管理運営に必要な関係法規等を遵守すること。

(7) 個人情報の保護

管理運営業務を通じて知り得た個人情報その他の情報は、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止を図るとともに、適切な管理のための措置を講じること。

(8) 環境に配慮した取り組み

市が「妙高市人と地球が笑顔になる SDGs 推進条例」に基づき、環境負荷軽減に取り組んでいることを十分に理解し、環境に配慮した管理運営に努めること。

(9) 業務の一括委託の禁止

業務を一括して第三者に委託したり、請け負わせてはならないこと。ただし、専門性の高い部分的な業務については、事前に市の承諾を得て委託することは可能であること。

(10) 暴力団の排除

業務実施により団体としての暴力団の活動を利することとならないよう、対応すること。

4 指定管理者が行う業務

(1) 施設の利用許可に関する業務

施設の利用許可や利用料金の収納業務等、施設利用に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

施設設備の維持管理等、安全で快適な施設利用のために必要な業務

(3) スポーツ振興や健康増進を推進する業務

①施設の設置目的の達成と効率的・効果的な管理運営を図るため、健康増進につながる自主事業（管理業務を妨げない範囲で自己の責任と費用により行う事業）の積極的な実施

②多様なスポーツ機会や合宿来訪者の拡大に向けた事業推進と関係団体等との連携

③市民等の健康増進に向け市が推進する「妙高型健康保養地プログラム（※）」の実施

（※）妙高型健康保養地プログラムの実施内容については、別添「妙高型健康保養地プログラム実施内容」を参照し、市と協議の上、計画・実施するものとします。

(4) その他

利用統計、市への報告事務、会計事務及び労務管理に関する事務等、管理運営上必要な業務

※上記（1）から（4）の業務についての詳細は別に定める「妙高高原体育館管理運営業務仕様書」による。

5 指定期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までの4年間

なお、この指定期間は、市議会の議決を経て正式に決定します。

6 モニタリング

(1) モニタリングとは

モニタリングとは、指定管理者による公共サービスが条例や規則、協定等に従って適切かつ確実に行われているかを確認する手段です。

また、安定的・継続的にサービスを提供することができるかを監視（測定・評価）し、その内容等を公表するとともに、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行い、管理運営の継続が不相当と認めるときは指定の取り消し等をする一連の仕組みのことであります。

(2) 指定管理者が行うモニタリング

①実施方法

・利用者アンケート

指定管理者は、利用者サービスに関するアンケートを作成し回収すること。

なお、アンケートの作成等に係る費用は、指定管理者の負担とすること。

・履行確認（自己チェック）

指定管理者は、半期ごと（4～9月、10～3月）に施設の管理運営に関し、市が示す「指定管理業務チェックリスト」により履行確認（自己チェック）を行うこと。

②改善

指定管理者は適宜、モニタリング（利用者アンケート、履行確認）の結果を施設の管理運営に反映すること。

特に、実行できていない項目については、早急に改善しなければならないこと。

③報告

指定管理者は、モニタリングの結果を半期ごと（4～9月分は10月31日まで、10～3月分は4月30日まで）に市へ報告すること。

(3) 市が行うモニタリング

①実施方法

・履行確認

指定管理者からの報告と市の立入調査に基づき、管理運営業務の履行状況を評価します。

・独自調査

必要に応じ、利用者に対するヒアリングや満足度アンケート等の独自調査を行います。

②評価

市は、指定管理者からのモニタリングの結果報告を受けて4～9月分は11月15日、10～3月分は5月15日までに評価を行い、その結果を指定管理者に通知します。

③指導、助言及び改善勧告

市は、評価結果により必要に応じて指導や助言、改善勧告を行います。

その結果、次回評価時に改善の努力が見られない場合は、期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命令又は指定の取り消しを行うことがあります。

7 管理運営状況に関する監査

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、市は、管理運営に関する事務の執行や経営状

況について監査を行います。指定管理者は、市が指定する報告書等を提出する義務があります。

処理等が適正でない認められる場合は、市は指定管理者に対して改善勧告をします。

8 指定管理者と市の責任分担

別紙「指定管理者と市の責任分担」のとおり

9 管理運營業務の継続が困難となった場合の措置等

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、市は指定を取り消し、又は一定期間を設けて業務の全部若しくは一部を停止することができるものとします。

このとき、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

(2) 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

自然災害その他の不可抗力等、市、指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ事前に通知することにより、協定を解除できるものとします。

<指定管理者の募集及び選定に関する事項>

1 申請者の資格・条件

(1) 申請者の資格

指定期間中に安全かつ円滑に施設を管理運営できる法人やその他の団体（以下「法人」という。）であること。なお、個人での申請は出来ないこと。また、その他の資格は、次のとおりとする。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者（一般競争入札に参加できない又は参加させないことができるもの）に該当しないものであること。

②妙高市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。

③次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、支配人、清算人又はこれらに準ずる者の地位にない法人等とする。ただし、地方自治法第221条第3項の規定の法人は除く。

- ・市議会の議員
- ・市長・副市長及び教育長
- ・教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会の委員
- ・監査委員

④会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続の開始決定又は再生手続開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

- ⑤国税、都道府県税及び市税について滞納がないこと。（法人以外にあっては、その代表者が滞納していないこと。）
- ⑥暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成者若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるものでないこと。
- ⑦管理運営上で必要な資格・免許を有すること。（外部委託する場合を除く。）

(2) 応募条件

- ①本施設を活用し、市が進める「妙高型健康保養地プログラム」を実施するため、次の資格を有している職員を配置すること。
 - ・健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業に関する規定（昭和63年厚生省告示第18号）で定める健康運動指導士又は、健康運動実践指導者の資格を有する者

2 指定管理業務委託料等

(1) 指定管理料

指定期間内の指定管理業務委託料は、予算額の範囲内で毎年度市と協議した額となるため、申請時に提出された収支予算書の金額を下回る場合があります。

(2) 利用料金収入

施設の利用料金については、指定管理者の収入とします。（利用料金制度）

(3) 自主事業の収入

指定管理者が独自に実施する自主事業により生ずる収入は、指定管理者の収入とします。但し、指定管理者が自主事業で得た営業利益から法人税等を除いた額の3分の1に相当する額は、市へ納付金として納付するものとします。

(4) 利用者及び光熱水費実績

[利用者実績]

平成3年度	平成4年度	令和5年度
20,179人	25,081人	28,961人

[光熱水費（電気、ガス、上水道）実績]

平成3年度	平成4年度	令和5年度
22,037,675円	28,070,267円	26,854,241円

3 管理業務における損害賠償について

指定管理者は、損害の賠償に備え、賠償責任保険等に加入すること。
建物の火災保険料については、市の責任において加入します。

4 申請の手続き

(1) 募集要項等の配布

①配布期間

令和6年10月21日（月）から11月15日（金）までの午前8時30分から午後

5時15分まで（土、日曜日及び休日を除く）

②配布場所

妙高市教育委員会 生涯学習課スポーツ振興係（市役所本庁4階）

※妙高市ホームページ（<https://www.city.myoko.niigata.jp>）からも、募集要項等の資料と提出書類の様式を入手できます。

③配布資料

- ・指定管理者募集要項
- ・管理運営業務仕様書
- ・妙高型健康保養地プログラム実施内容
- ・指定管理者指定申請書（様式第3号）
- ・指定管理者募集に関する質問票（様式第1号）
- ・現地見学申込書（様式第2号）
- ・事業計画書（様式第4号・様式第4号の2）
- ・収支計画書（様式第5号）
- ・誓約書（様式第7号）

(2) 申請に関する質問

①受付期間 令和6年10月21日（月）から11月5日（火）

※土、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

②受付場所 妙高市教育委員会 生涯学習課スポーツ振興係

〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号

電話：0255-74-0036 ファックス：0255-72-3902

e-mail：syogaigakushu@city.myoko.niigata.jp

③受領方法 妙高市教育委員会 生涯学習課で受領

④質問方法 質問票（様式第1号）に必要事項を記入し、持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください。

なお、口頭での質問は受け付けません。（ファックス、電子メールでの提出においては、必ずその旨を提出先に連絡してください。）

⑤回答方法 随時、質問者に文書で直接回答するほか、市のホームページを通じて情報提供します。なお、この回答は、本要領及びその他の書類の追記、または修正とみなします。

(3) 現地見学

現地見学申込書（様式第2号）に必要事項を記入し、妙高市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係へ提出すること。持参、ファックス、電子メールでの提出とします。（ファックス、電子メールでの提出においては、必ずその旨を提出先に連絡してください。）

日時等は個別にご案内します。

5 申込書類の提出等

(1) 提出書類 正本1部 副本（コピー）7部を提出してください。

①指定管理者指定申請書（様式第3号）

②事業計画書（様式第4号・様式4号の2）

- ③収支計画書（様式第5号）
 - ④定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
 - ⑤法人にあっては当該法人の登記事項証明書。法人格のない団体にあっては、その構成状況を表す書類
 - ⑥経営状況に関する書類（過去3年分の会計年度のものを添付してください）
 - ・会社法の法人は、貸借対照表及び損益計算書
 - ・その他団体は、貸借対照表に代わる書類及び収支計算書
 - ⑦国税、都道府県民税及び市税に滞納がないことの証明書（法人以外にあっては、代表者に係るもの）
 - ⑧指定管理業務に必要な資格を有することを証する書類
 - ⑨業務経歴書
 - ⑩誓約書（様式第7号）
 - ⑪その他市長が必要と認める書類（必要な場合は別途指示します）
- ※⑤⑦の証明書は、提出以前3か月以内に証明されたものとします。

（2）受付期間・提出先

①受付期間

令和6年10月21日（月）から11月15日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土、日曜日及び休日を除く）

※提出書類は、必ず提出先へ持参すること。郵送による提出は認めません。

②提出先

妙高市教育委員会 生涯学習課スポーツ振興係

（〒944-8686 妙高市栄町5番1号 妙高市役所4階 ☎0255-74-0036）

（3）留意事項

- ①指定管理者は、市からの指定管理委託料と利用料金、及び自主事業の収入をもって、施設を管理運営してください。
- ②事業計画書の内容が、市の新たな費用の発生を伴うものであるときは、その費用は全額提案者の負担とします。
- ③申請書類提出後は、提出書類の内容を変更することはできません。
- ④申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- ⑤申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- ⑥申請書類提出後に辞退する場合は、受付期間内に辞退届（様式第6号）を提出してください。
- ⑦申請書類は返却しません。
- ⑧申請書類は原則としてA4判とし、ファイル等に綴じてください。
- ⑨申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の決定等を公表する場合その他市が必要と認める場合は、申請書類の内容の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- ⑩妙高市個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、提出された書類の内容は公開されることがあります。
- ⑪申請者（申請予定者を含む）が、指定管理者選定委員会（後述）の委員や市の関係職員

と本申請に関して接触（現地説明会等の正当な行為を除く。）することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

⑫協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

（ア）資金事情の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。

（イ）著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

⑬市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

6 指定管理者の候補者の選定

（1）選定の基準

妙高市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定によります。

①事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること、及びサービスの向上が図られること。

②事業計画書の内容が、その施設の適切な維持及び管理を図ることができるものあること、並びに管理にかかる経費の縮減が図られるものであること。

③事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みであること。

④施設の設置目的を達成するために、施設の性質又は目的に応じて定める以下の基準の能力を有し、又は確保できる見込みであること。

- ・施設を活かした健康増進に繋がる自主事業を積極的に計画・実行できること。
- ・妙高型健康保養地プログラムを市と連携して実施できること。
- ・スポーツ等合宿来訪者の拡大に向けた事業推進と、そのために、市内の他の公共施設の指定管理者や関係団体等と連携した管理運営ができること。

⑤緊急時の対応能力が備わっていること。

⑥個人情報保護に関する十分な能力及び要件が備わっていること。

（2）選定方法

①選定委員会の設置

市職員で構成する指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、最も適当と認められる法人等を指定管理者の候補に選定します。

②プレゼンテーション及びヒアリングの実施

選定にあたり、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。開催の日時及び会場についての詳細は、後日連絡します。

なお、申請が多数の場合、書類による一次選考を行うことがあります。

③評価の方法

前記の選定基準に基づき、事業計画書、収支予算書等の申請書類を総合的に評価します。

なお、一定の評価に達した申請者がいない場合は、適格者なしとする場合があります。

④選定委員会の開催

選定委員会は、率直な意見交換に支障をきたすおそれがあること、法人等の具体的な技術情報や信用情報が取り上げられる可能性があることから、妙高市情報公開条例第7条第1項第1号の規定に基づき非公開により開催します。

なお、指定管理者の候補者の選定後に自己情報の開示請求があった場合は、当該法人等の評価内容のみを開示するものとします。

⑤選定結果の通知及び公表

選定結果は申請者全員に通知するほか、公募参加者名、審査における得点、選定理由などを市のホームページ等を通じて公表します。

なお、この選定結果の通知後に指定管理者の候補者が辞退することは認めません。

7 指定管理者の指定

(1) 議会の議決

市は、指定管理者候補と細目の協議を行い、その後、議会の議決により指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

議決があったときは、指定管理者に文書で通知するほか、その旨を告示します。

なお、議会で議決を得られなかったとしても、市は、それにより指定管理者の候補者に生じた損害を補償しません。

(2) 指定の手続き等

①業務開始にあたっての準備

指定管理者は、市と協議のうえ、施設の管理運営に支障のない範囲で施設内に立ち入り、業務開始する準備を行ってください。なお、この準備に必要な費用は指定管理者の負担とします。

②業務細目等に関する協議

管理業務に係る細目事項等について、市と指定管理者が協議します。

③協定の締結

市と指定管理者は、協議により決定した内容に基づく協定を締結します。協定は、指定期間を通じて基本的事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの業務内容や指定管理料等を定めた「年度協定」とします。

(3) 指定の取り消し

指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じないとき、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められるとき、又は著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

(4) 次点法人との協議

指定管理者の候補者が指定管理者に指定されないとき又は、指定管理者が指定を取り消されたときは、指定管理者の選定において次点であった法人を指定管理者の候補者として協議する場合があります。

8 全体スケジュール（予定）

募集要項の配布及び公表	令和6年10月21日（月）から11月15日（金）
質問票の受付	令和6年10月21日（月）から11月 5日（火）
申請書類の受付	令和6年10月21日（月）から11月15日（金）
申請書類の辞退の受付	令和6年10月21日（月）から11月15日（金）
選定	令和6年11月18日（月）から11月22日（金）
選定結果の通知	令和6年11月下旬
指定管理者の指定	令和6年12月下旬（市議会議決後）
指定の通知	令和6年12月下旬
業務細目等に関する協議	令和6年12月下旬～令和7年1月下旬
協定の締結	令和7年4月1日（火）

<問い合わせ先>

妙高市教育委員会 生涯学習課スポーツ振興係

〒944-8686 妙高市栄町5番1号

電 話：0255-74-0036（直通）

F A X：0255-72-3902

Eメール：syogaigakushu@city.myoko.niigata.jp